

令和元年6月27日現在

機関番号：12401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2018

課題番号：26380204

研究課題名(和文) 正当な国際的介入の生成と展開に関する総合的研究

研究課題名(英文) Emergence and Development of Legitimate International Interventions

研究代表者

草野 大希 (KUSANO, HIROKI)

埼玉大学・人文社会科学部研究科・准教授

研究者番号：90455999

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：人道的介入やR2Pのようなポスト冷戦期の現代に限られない国際的介入の国際社会における正当化の多様性と変遷の考察が目的である。(1)19世紀末～20世紀前半に米国の介入正当性根拠となるモンロー主義の単独主義から多角主義的理念への展開のダイナミクス、(2)20世紀前半の東アジアと米州という各々の地域で覇権を追求した日米を協調から対立に導いたモンロー主義の二律背反的機能、(3)国際的に正当な介入を追求する為にオバマが展開した「多角主義的アメリカ例外主義」の論理、(4)シリアでのR2P執行を阻んだR2P規範の逆機能、(5)リベラル介入主義の「過去」と「現在」に共通する5つの「構造的な問題」を解明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、国際関係論における従来の介入研究に見られた現在主義(冷戦後の人道的介入(HI)や保護する責任(R2P)としての介入に着目)を是正し、より広い歴史的な脈から人道目的に限られない国際的に正当とされた介入の多様性と変遷を捉えて、介入研究のスコップを広げる点に学術的意義があった。これによって、現代のHIやR2Pの「進歩性」(人権保護と国連を中心とした普遍的な多角主義)が改めて確認される一方、その「限界」(介入正当化規範の逆機能を含む)も決して現代に特有のものでないことも判明した。本研究の成果は、日本が軍事介入以外の手段で文民保護にどう貢献してゆくかを考える際の示唆を提供するものでもあろう。

研究成果の概要(英文)：The purpose is to examine comprehensively how international interventions have been justified as legitimate and pursued in international community. Major findings include: dynamics of evolution of the Monroe Doctrine from unilateral to multilateral idea which would legitimize international intervention in the Americas; a “contradictory” function of the Monroe Doctrine that transformed the relationship between Japan and the U.S., both pursuing regional hegemony respectively in East Asia and the Americas in the first half of the twenty century, from cooperative to conflictual; the logic of “multilateral American exceptionalism” invented by President Obama, seeking for the U.S. participation in legitimate international interventions; “Dysfunction” of the R2P norm which prevented international community’s R2P in Syrian humanitarian crisis; the fact that “the past” as well as “the present” of liberal interventionism suffered from the same “structural problems” defined by Roland Paris.

研究分野：国際関係論

キーワード：介入論 人道的介入 保護する責任 アメリカ外交 正当性 リベラル介入主義 国際規範 モンロー主義

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

研究開始時の国際関係論における介入研究の動向は次の点に集約できる。第一に、多くの研究が考察対象としていたのは、他国における甚大な人権侵害の是正や文民保護を介入目的とする、「人道的介入」や「保護する責任(R2P)」の強制的履行としての国際的介入(international intervention)であった(Holzgrefe and Keohane, eds. 2003; Bellamy 2009; Weiss 2012)。第二に、第一の結果として、多くの研究が考察対象とする介入事例の時期は、ポスト冷戦期であり、「過度な現在主義(presentism)」(Macmillan 2013)に傾く傾向があった。第三は、研究の着眼点は、介入の正当性(legitimacy)や規範的側面に焦点を当てるものが圧倒的であった。第四は、第三とも関連するが、研究の方法として、コンストラクティビズムや国際社会論(英国学派)に依拠したもの(Wheeler 2002; Acharya 2013;) または規範論や政策論の観点からの考察(Chesterman 2003; Evans 2008)が主流であった。

このような研究動向は、ポスト冷戦期の国際社会が、国家主権を「絶対視」してきたそれまでの時代とは異なり、人道目的を掲げる介入を「正当(legitimate)」と見做す国際規範を発展させ、その実行(practices)を積み重ねてゆくという現実の国際関係の動向を反映するものであった。その意味で理に適うものであった。しかしながら、そもそも国際社会あるいは国家が正当と位置づけられる介入を追求するようになったのは、ポスト冷戦期に入ってからのものではなかった。例えば、20世紀初頭の米州地域ではモンロー主義を掲げるアメリカが、内戦や債務不履行に陥った中米の小国に軍事的または財政的に介入し、被介入国の安定を図ろうとするが、その時の「アメリカ」の介入は、内政の混乱に乗じた「ヨーロッパ」勢力による「不当な」介入を事前に予防し、米州地域の秩序と安定を保つ「正当な」介入と位置づけられたのである(草野 2011)。

2. 研究の目的

そこで本研究では、当時の介入研究の動向に見られる限界、すなわち 考察対象における現在主義への偏重、 介入目的としての人道的目的への限定、を克服し、介入研究のスコープを広げる研究を目指した。

より具体的には、所謂「集合的介入(collective intervention)」または「多角主義的介入(multilateral intervention)」の「原型」が登場する19世紀ヨーロッパのウィーン体制以降の国際社会で行われてきた様々な種類の介入政策を比較検証し、「不干渉」を基本原則とする国際社会がどのようなプロセスを経て「正当な介入」を定義し追求してきたのかを総合的に検証し、解明することを目的とした。先述の通り、ポスト冷戦期の国際社会では、人道的介入やR2Pとしての介入を正当と見做す傾向が強まることになる。しかしそれ以前の国際社会においても、様々な目的や形式で正当とされる介入が実施されてきた。過去と現代の介入は、どこがどのように異なるのか、又は同じなのか。いつの時代でも論争的である介入は、どのようなメカニズムで正当とされてきたのか。本研究は、次のような時期・領域の区分、すなわち(1)19世紀ウィーン体制下のヨーロッパ、(2)20世紀初頭の米州、(3)冷戦期の米ソ両陣営内、(4)冷戦後(グローバル・ガバナンス)時代の世界を設定し、それぞれの時期・領域における代表的な介入事例を対象とし、正当な介入に関する総合的研究の確立を目指した。

3. 研究の方法

研究方法は、定性的方法(事例研究)に基づくものであり、対象事例に関わる一次資料および二次資料の収集と分析という一般的な方法論を採用した。分析(比較)の枠組みとしては、複雑システム(行動システムを「利害」「役割」「シンボル」という三つのシステムの相互作用として把握する)のモデルに依拠するのを基本とした。このモデルは、介入が介入国の単なる「利害」ではなく、国際社会の秩序や共通利益の観点から求められる「役割」の遂行として位置づけられる際の重要なメカニズムとなる、国際規範や国際条約といった「シンボル」の「正当化機能」に着目するものである。

事例選択においては、ヨーロッパ国際政治史やアメリカ外交史、または介入論の分野における複数の学術書を参照し、それぞれの時期・地域において重要度の高い介入と解釈できる事例を選択することとした。

4. 研究成果

上述のように本研究の核心は、ポスト冷戦期の現代に限られない国際的介入の国際社会における正当化の多様性と変遷を包括的に比較研究することを目指したものであったが、包括的な比較研究という点では、19世紀ウィーン体制下のヨーロッパおよび冷戦期の米ソ両陣営内における介入事例の検証が十分に行えなかったという点で、限定的なものに留まった。加えて、研究開始時点で想定していたのは、介入を国際社会の文脈で正当なものとし、国際社会の共通利益の実現と結びつける「(順)機能」としての国際規範や理念あるいは国際法(=シンボル)の展開であったが、実際には、介入の正統性根拠となるシンボルが事実上の「逆機能」を引き起こし、国家間の対立を招いたり、介入の目的実現を阻害する負の効果をもたらしたりする側面も浮かび上がる、という想定外の知見をもたらすことにも繋がった。以下では、雑誌論文・学会発表等を通して公表した研究成果の要約を示す。

(1) 介入正当性根拠としてのモンロー主義の展開

【介入を多角化したモンロー主義】

ヨーロッパと米州との間の相互「不干渉」を提唱した「モンロー主義」(1823年)が、どのようにその後の米国の介入政策における多角主義(multilateralism)の淵源になってきたのかを明らかにした。従来の国際関係論においては、モンロー主義は米外交における単独主義の象徴として位置づけられる傾向が強かったが、実際には、モンロー主義は汎米条約の試み(1910年代)、モンテビデオ条約の成立(1933年)、米州相互援助条約(1948年)の成立というプロセスを経て展開される米州地域における多角主義の淵源ともなり、結果的には、米州機構成立(により国際的に正当とされる多角的介入の制度化に繋がっていったことを明確にした。

【日米の協調と対立を媒介したモンロー主義】

その一方で、モンロー主義は20世紀前半、太平洋を越えて、アメリカと日本がそれぞれに主導する米州と東アジアとの間の地域秩序の連関に「負」の影響を与えることになるプロセスを解明した。日米は19世紀末から20世紀前半にかけて国力を増す新興国であり、ともに事実上の地域覇権(regional hegemony)を追求することになる。本研究では、世紀転換期に米州でアメリカの介入を正当化する理念となったモンロー主義が、どのような過程を経て、東アジアで台頭する日本の地域覇権の追求(近隣国への介入を含む)に影響を及ぼし、当初は両地域および日米の「協調」を導くことが期待されたモンロー主義が、最終的には両地域および日米の「対立」にまで繋がって行ったのかを、世紀転換期から1930年代までの両地域間秩序の展開を過程追跡し、解明した。

(2) グローバル・ガバナンス時代における正当な介入の執行と未執行における理念・規範の機能

【オバマによる正当な介入の追求の言説】

「米国民の内向き志向」と「米国の力の相対的衰退」という二つの介入「抑制」要因に直面していたオバマ大統領が、どのような正当化や言説を用いてリビアに対するR2Pとしての介入(2011年)やIS(イスラム国)壊滅を目指す介入(2014年開始)に関与していったのかを解明した。オバマの特徴は「多角主義的なアメリカ例外主義」による介入の正当化およびその遂行であった。すなわち、介入の実施に際して国際的正当性(多角主義)のみならず、「例外主義」(独特の歴史・政治・社会制度を持つ米国は他の先進国とは異なる独自の存在であり、世界において顕著な役割を果たす運命にある、との信念)という「シンボル」(理念)に訴えることで、中東の人道危機に対する米国の特別な「役割」を国内外に提示し、その介入政策を遂行したことを明らかにした。

【R2P 規範の逆機能】

21世紀に入りR2Pという新たな規範を創出した国際社会は、政府軍による市民虐殺が懸念されたリビアに対してはR2Pとしての軍事介入を執行したが、同時に進行したシリアの人道危機には「不介入」を貫いた。本研究は、その理由として、シリア内戦におけるR2P「規範」の「逆機能」に着目した。すなわち、シリアにおいてはR2P規範が米国をはじめとする西側の軍事介入を「促進」ではなく「抑制」する方向に働き、保護されるべき多くの人々が保護されない状況がもたらされた可能性を検討した。結果的に、国連安保理の許可を発動要件としたR2P規範の弊害、リビアで体制転換を追求したNATOと自国の保護責任を強調するアサド政権の双方によるR2P規範の「濫用」によるR2Pの正当性低下と、それによる介入阻止効果、R2P規範がもたらす「モラル・ハザード(MH)」による内戦激化と介入の困難性の高まり、という形でR2P規範が「不介入」の一因になったことを指摘した。

(3) リベラル介入主義の「過去」と「現在」に共通する「構造的問題」の発見

20世紀初頭の中米でリベラル的価値(民主主義・人道的国内秩序)の実現を目指し軍事介入を行ったウィルソン米大統領の政策を、現代のリベラル介入主義(人道的介入やR2Pとしての介入)の観点から再考し、時空間を超越して観察されるリベラル介入主義の限界を明らかにした。具体的にはウィルソンが在職中(1913-21年)に実施した介入事例(メキシコ、ハイチ、ドミニカ共和国)を対象とし、それらが「現代の」リベラル介入主義が抱える「構造的問題」(Roland Parisが指摘)複合的動機問題、反実仮想問題、顕在的損害問題、最終状態問題、一貫性の欠如問題に直面し、結果として米国は1920年代以降、ウィルソンのリベラル介入主義の「継続」ではなく「放棄」を迫られるようになったことを明確にした。従来の米外交史やHI・R2P論では、ウィルソンの介入主義と現代のリベラル介入主義とを比較検証する試みは殆どなされてこなかったが、その課題に真正面から取り組んだ本研究は、両者ともにParisの言う「構造的問題」に苛まれ、結果として両者の介入が失速してゆく(現代ではリビア介入後のR2Pの失速)「共通性」があったことを明示した。

<参考文献>

- Acharya, Amitav (2013), "The R2P and Norm Diffusion: Towards a Framework of Norm Circulation," *Global Responsibility to Protect*, 5(4), pp. 466-479.
Bellamy, Alex J. (2009), *Responsibility to Protect: The Global Effort to End Mass Atrocities*

(Polity).

Chesterman, Simon (2002), *Just War or Just Peace? : Humanitarian Intervention and International Law* (Oxford University Press).

Evans, Gareth (2008), *The Responsibility to Protect: Ending Mass Atrocity Crimes Once and For All* (Brookings Institution Press).

Holzgrefe, J. L. and Keohane, Robert O. eds. (2003), *Humanitarian Intervention: Ethical, Legal and Political Dilemmas* (Cambridge University Press)

Macmillan, John (2013), "Intervention and the ordering of the modern world," *Review of International Studies*, 39(5), pp. 1039-1056.

Weiss, Thomas G. (2012), *Humanitarian Intervention: Ideas in Action* (Polity).

Wheeler, Nicholas J. (2002), *Saving Strangers: Humanitarian Intervention in International Society* (Cambridge University Press).

草野大希 (2011)『アメリカの介入政策と米州秩序 複雑システムとしての国際政治』(東信堂)

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

草野大希「サルマン国王即位後の米国の対サウジアラビア外交 オバマとトランプ政権下で動揺する『同盟関係』」『中東研究』534号、2019年、26-39頁。(査読有)

草野大希「オバマ政権の介入政策における『アメリカ例外主義』 不安定な世界におけるアメリカの自画像の再構築」『アメリカ研究(特集:ゆらぐアメリカの自画像)』51号、2017年、45-66頁。(査読有)

草野大希「日米の台頭と地域的国際秩序の連鎖 東アジアと米州における覇権の正当化とモンロー主義」『国際政治(特集:新興国台頭と国際秩序の変遷)』183号、2016年、31-44頁。(査読有)

草野大希「モンロー主義とアメリカの介入政策 単独主義と多角主義の淵源となった外交理念のダイナミクス」『アメリカ研究(特集:モンロー・ドクトリン再考)』49号、2015年、41-60頁。(査読有)

〔学会発表〕(計3件)

草野大希「ウィルソンのリベラル介入主義の再考 介入の『構造的問題』に直面していたウィルソン」日本国際政治学会2018年度研究大会、2018年11月2日。

草野大希「『保護する責任』規範の逆機能 シリア紛争における『保護する責任』の失敗とオバマ政権」人間の安全保障学会(学生部会主催研究セミナー)、2018年3月22日。

草野大希「オバマ政権の介入政策における『アメリカ例外主義』 リベラル介入主義の可能性と限界」日本平和学会2016年度秋季研究集会、2016年10月22日。

〔図書〕(計1件)

草野大希「キューバ革命」「中米地域の紛争」「平和と安全保障を考える事典」広島市立大学広島平和研究所(編)(法律文化社、2016年)131、421-422頁。

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。